



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *79 和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (総務学事課)..... 4
- *80 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 4
- *81 和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)..... 4
- *82 和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例 (健康推進課)..... 6
- *83 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例 (薬務課)..... 7
- *84 みつばち転飼条例の一部を改正する条例 (畜産課)..... 14
- *85 和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例 (下水道課)..... 15
- *86 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 16
- *87 和歌山県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 ()..... 17
- *88 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 22
- *89 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 ()..... 23
- *90 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 24
- *91 和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例 ()..... 24
- *92 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 24

公布された条例のあらまし

◇和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要
和歌山県高等学校等修学支援対策基金について、平成24年度及び平成25年度に限り私立の専修学校の高等課程に在学する生徒の授業料減免措置に係る補助事業に要する経費の財源に充てることのできる特例を定めました。(附則第1項及び第2項関係)

2 施行期日
公布の日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要
原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(附則第14項関係)

2 施行期日
公布の日から施行します。

◇和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例

1 条例概要
環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書を作成したときは、これら及びこれらを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表することとともに、環

境影響評価方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催することとするほか、所要の改正を行いました。(第1条、第6条～第8条、第14条～第16条、第21条、第31条～第33条、第35条、第37条及び別表関係)

2 施行期日

平成25年4月1日から施行します。ただし、第1条の改正規定、第14条の改正規定(「かんがみ」を「鑑み」に改める部分に限る。)、第32条の改正規定、第33条の改正規定(「市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村)」を「県を除く都市計画決定権者」に改める部分に限る。)及び別表の改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国民健康保険法の一部改正に伴い、和歌山県国民健康保険調整交付金における普通調整交付金及び特別調整交付金の割合を見直すとともに、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の和歌山県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度分の和歌山県国民健康保険調整交付金から適用します。

◇和歌山県薬物の濫用防止に関する条例

1 条例概要

薬物が濫用され薬物による被害が深刻化している状況を踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、薬物の濫用から県民の健康を守るとともに、県民が安全にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とします。

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第14条から第16条まで、第19条から第22条まで、第24条第2項及び第6章の規定は、平成25年4月1日から施行します。

◇みつばち転飼条例の一部を改正する条例

1 条例概要

許可を得ないで転飼をしている者に対する単箱の撤去命令違反に係る罰金の上限額を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第1条～第4条、第9条及び第11条関係)

2 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

◇和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

1 条例概要

下水道法の一部改正に伴い、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

有田川町が景観行政団体となったことに伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

1 条例概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定公共賃貸住宅の一部を準特定優良賃貸住宅として県営住宅に位置付けるとともに、県営住宅の入居者資格を見直すなど所要の改正を行いました。(第 1 条～第 3 条、第 5 条、第 6 条、別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 5 条及び第 6 条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築計画概要書等の写しの交付の請求があったときは、これを交付することとするとともに、規定の整備を行いました。(目次、第 1 条、第 4 条、第 10 条、第 12 条、第 17 条及び第 18 条関係)

2 施行期日

平成 25 年 1 月 1 日から施行します。ただし、第 4 条、第 10 条及び第 12 条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例

1 条例概要

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 4 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

内容は、次のとおりです。

(1) 工業関係事務に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 第 6 項関係)

(2) 建築計画概要書等の写しの交付に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 第 13 項関係)

(3) 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 第 13 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行します。

条 例

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第79号

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

- 2 平成24年度及び平成25年度における第6条第1号の規定の適用については、同号中「私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」とあるのは、「私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び専修学校の高等課程」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第80号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第14項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第81号

和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例

和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第6条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条中「対し、方法書」の次に「及びこれを要約

した書類（以下これらを「方法書等」という。）を加える。

第7条中「前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して1月間、方法書等を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（説明会の開催等）

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その状況を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

6 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条第1項中「前条」を「第7条」に改める。

第14条の見出しを「（準備書等の送付）」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に、「次条及び第16条第4項において「要約書」を「以下これらを「準備書等」に改める。

第15条中「関係地域内において、準備書及び要約書（以下これらを「準備書等」という。）を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して1月間、準備書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第16条第1項中「「説明会」を「「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第7条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び第2項において準用する第2項から前項まで」と読み替えるものとする。

第16条第3項から第5項までを削る。

第21条中「関係地域内において、評価書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公

告の日から起算して1月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第31条第2項中「送付しなければ」を「送付するとともに、これを公表しなければ」に改める。

第32条第2項中「国土交通大臣又は市町村が定めるものに限る」を「県が定めるものを除く」に、「又は同法第22条第1項の国土交通大臣若しくは市町村」を「（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「県を除く都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするもの」に、「国土交通大臣又は当該市町村」を「県を除く都市計画決定権者」に改める。

第33条中「市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）」を「県を除く都市計画決定権者」に、「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第35条中「第4条第2項」を「第3条の7第1項及び法第4条第2項」に改める。

第37条第1項第2号中「方法書」を「方法書等」に改める。

別表4の項中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第14条の改正規定（「かんがみ」を「鑑み」に改める部分に限る。）、第32条の改正規定、第33条の改正規定（「市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）」を「県を除く都市計画決定権者」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第7条、第15条又は第21条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る和歌山県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）又は同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。
- 3 新条例第7条の2（新条例第16条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第82号

和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

和歌山県国民健康保険調整交付金条例（平成17年和歌山県条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）」を削り、同条第3項中「市町村等」を「市町村」に改め、同条第4項中「7分の6」を「9分の6」に改め、同条第5項中「7分の1」を「9分の3」に改め、同条第6項中「各市町村等」を「各市町村」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和歌山県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度分の和歌山県国民健康保険調整交付金から適用する。

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第83号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 薬物の濫用防止に関する基本的な施策（第5条—第9条）

第3章 薬物の濫用の規制（第10条—第25条）

第4章 和歌山県薬物検討審査会（第26条）

第5章 雑則（第27条）

第6章 罰則（第28条—第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、薬物が濫用され薬物による被害が深刻化している状況を踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、薬物の濫用から県民の健康を守るとともに、県民が安全にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしなら
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機

溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物（以下「指定薬物」という。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、濫用されることによって、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす、又は及ぼすおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）

（県の責務）

第3条 県は、薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 薬物の濫用防止に関する基本的な施策

（推進体制の整備）

第5条 県は、薬物の濫用防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

（情報の収集等）

第6条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物の危険性に関する情報について収集、整理、分析及び評価を行い、その結果を薬物の濫用を防止するための施策に反映させるものとする。

（情報の提供）

第7条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、県民に必要な情報を提供するものとする。

（教育及び啓発）

第8条 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

（国等との連携等）

第9条 県は、薬物の濫用を防止するための施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

第3章 薬物の濫用の規制

（中毒症状の情報の提供）

第10条 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所の医師は、診察の結果受診者が第2条第7号に掲げる薬物を吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用したことによる中毒症状を呈する者であると診断したときは、その症状その他規則で定める情報を知事に提供するものとする。

2 薬事法第2条第11項に規定する薬局の薬剤師は、前項に規定する中毒症状に関する情報を得たときは、その症状その他規則で定める情報を知事に提供するものとする。

（知事監視製品の指定）

第11条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により

身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県薬物検討審査会の意見を聴くものとする。
- 3 第 1 項の規定による指定は、知事監視製品を特定できる情報、指定の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

（知事監視製品の指定の失効）

第12条 前条第 1 項の規定による指定は、知事監視製品が第 2 条第 1 号から第 6 号までに掲げる薬物に指定され、若しくは該当するに至ったとき又は知事監視製品が第17条第 1 項の知事指定薬物に指定されるに至ったときは、その効力を失うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により知事監視製品の指定が効力を失うときは、当該知事監視製品を特定できる情報、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。
- 3 第21条第 1 項第 1 号から第10号まで、第22条第 1 項及び第 3 項第 2 号、第30条、第31条第 3 号並びに第32条の規定は、第 1 項の規定による知事監視製品の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

（知事監視製品の指定の取消し）

第13条 知事は、第11条第 1 項の規定により指定した知事監視製品が、当該知事監視製品の用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれなくなったと認める場合は、その指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、和歌山県薬物検討審査会の意見を聴くものとする。
- 3 第 1 項の規定による指定の取消しは、知事監視製品を特定できる情報、取消しの理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

（届出及び販売等の手続）

第14条 知事監視製品を、業として、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する場所ごとに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者（以下「販売業者」という。）の氏名（法人にあっては、名称）その他規則で定める事項を告示するものとする。

- 3 販売業者は、知事監視製品を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該知事監視製品に関する次に掲げる事項を記載した書面（以下「説明書」という。）を交付の上、その内容を説明しなければならない。

(1) 名称、用途及び使用方法

(2) みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用してはならないことその他遵守すべき事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、適正かつ安全な使用のために必要な情報

- 4 知事は、説明書の内容を確認するため、販売業者に対し、当該説明書の提出を求めることができる。

- 5 知事は、前項の規定により提出された説明書の内容が適正かつ安全な使用のために十分でないとき、販売業者に対し、当該説明書の改善を指導することができる。
- 6 販売業者は、知事監視製品を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者から、住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称）、説明書の記載内容を遵守し、みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面（以下「誓約書」という。）の提出を受けなければならない。
- 7 販売業者は、知事監視製品を購入し、又は譲り受けたときは、その都度、規則で定める事項を書面に記載しておかなければならない。
- 8 販売業者は、知事監視製品を販売し、若しくは授与し、又は購入し、若しくは譲り受けた日から3年間、誓約書及び前項の規定による書面を保存しなければならない。
- 9 販売業者は、第1項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 10 販売業者は、知事監視製品を販売しなくなったとき、授与しなくなったとき、又は販売若しくは授与の目的で所持しなくなったときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 11 知事は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出をした販売業者の氏名（法人にあっては、名称）その他規則で定める事項を告示するものとする。

（販売業者から購入等する者の手続等）

第15条 販売業者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けようとする者は、誓約書を当該販売業者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により誓約書を提出した者は、その内容を遵守しなければならない。

（販売業者以外の者から購入等した者の手続等）

第16条 販売業者以外の者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けた者は、当該知事監視製品を県内で所持したときは、直ちに、住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称）、みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により書面を提出した者に対し、その者が購入し、又は譲り受けた知事監視製品に関する説明書を交付するものとする。

- 3 第1項の規定により書面を提出した者は、当該書面及び前項の規定により交付された説明書の内容を遵守しなければならない。

（知事指定薬物の指定）

第17条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、人の健康に被害が生じるものとして、特定できたものを知事指定薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県薬物検討審査会の意見を聴くものとする。

- 3 第1項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによ

って行うものとする。

（知事指定薬物の指定の失効）

第18条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第21条第1項第11号から第13号まで、第22条第2項及び第4項第2号、第28条、第29条、第30条第2号、第31条第1号並びに第32条の規定は、第1項の規定による知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

（販売等の禁止）

第19条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。
- (3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

（知事指定薬物等の廃棄）

第20条 知事指定薬物を所持するに至った者（前条第1号及び第2号の規定に違反した者を除く。）は、知事の定めるところにより、遅滞なく、当該知事指定薬物を廃棄しなければならない。ただし、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

2 指定薬物を所持するに至った者（薬事法第76条の4の規定に違反した者を除く。）は、知事の定めるところにより、遅滞なく、当該指定薬物を廃棄しなければならない。ただし、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

（警告）

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 第14条第1項又は第9項の規定に違反して届出をしなかった者
- (2) 第14条第3項又は第6項の規定に違反して知事監視製品を販売し、又は授与した者
- (3) 第14条第4項の規定による説明書の提出の求めに応じなかった者
- (4) 第14条第5項の規定による改善の指導に応じなかった者
- (5) 第14条第7項の規定に違反して書面に記載しなかった者
- (6) 第14条第8項の規定に違反して誓約書又は書面を保存しなかった者
- (7) 第15条第1項の規定に違反して誓約書を提出しなかった者
- (8) 第15条第2項の規定に違反して誓約書の内容を遵守しなかった者
- (9) 第16条第1項の規定に違反して書面を提出しなかった者
- (10) 第16条第3項の規定に違反して同条第1項の書面及び同条第2項の説明書の内容を遵守しなかった者
- (11) 第19条第1号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

(12) 第19条第2号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者

(13) 第19条第3号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

2 前項各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。

3 第1項の警告は、規則で定めるところにより行うものとする。

(販売中止等の命令)

第22条 知事は、前条第1項第1号から第6号までの規定による警告に従わない者に対し、知事監視製品の販売若しくは授与の中止（以下「知事監視製品の販売等の中止」という。）を命じ、又は知事監視製品の回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、前条第1項第11号から第13号までの規定による警告に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与若しくは広告の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事監視製品の販売等の中止を命じ、又は知事監視製品の回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場で、前条第1項第1号から第6号までの規定による警告を発するいとまがないとき。

(2) 前条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者が、過去に同項第1号から第6号までのいずれかの規定による警告を受けたことがあるとき。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項第11号から第13号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場で、前条第1項第11号から第13号までの規定による警告を発するいとまがないとき。

(2) 前条第1項第11号から第13号までのいずれかに該当する者が、過去に同項第11号から第13号までのいずれかの規定による警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第23条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、第17条第1項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行った後、速やかに、その旨を和歌山県薬物検討審査会に報告し、その意見を聴くものとする。

(公表)

第24条 知事は、前条第1項の規定による勧告を行ったときは、規則で定める事項をインターネットの利

用その他の適切な方法によって公表するものとする。

- 2 知事は、第22条の規定による命令を行ったときは、規則で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法によって公表することができる。

（立入調査）

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事監視製品若しくは知事指定薬物又はこれらに該当する疑いのある物（以下「知事監視製品等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少分量に限り知事監視製品等の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 和歌山県薬物検討審査会

（和歌山県薬物検討審査会）

第26条 第2条第7号に掲げる薬物の危険性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、和歌山県薬物検討審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
 - (1) 第11条第1項及び第17条第1項の規定による知事監視製品及び知事指定薬物の指定に係る情報の分析及び評価に関すること。
 - (2) 第23条第1項の規定による知事指定薬物の勧告に係る情報の分析及び評価に関すること。
- 3 審査会は、法律又は薬物に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する5人以内の委員で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会の行う調査の手続は、公開しない。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

（罰則）

第28条 第22条第2項又は第4項の規定による命令（第21条第1項第11号及び第12号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第1号又は第2号の規定に違反した者
- (2) 第22条第2項又は第4項の規定による命令（第21条第1項第13号に係るものに限る。）に違反した

者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項又は第3項の規定による命令（第21条第1項第4号に係るものを除く。）に違反した者
- (2) 第25条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者及び同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は知事監視製品等の提出の要求に応じなかった者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第20条第1項の規定に違反した者
- (2) 第20条第2項の規定に違反した者
- (3) 第21条第1項の規定による警告（同項第7号から第10号までに係るものに限る。）に従わない者（両罰規定）

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第28条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条から第16条まで、第19条から第22条まで、第24条第2項及び第6章の規定は、平成25年4月1日から施行する。

みつばち転飼条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第84号

みつばち転飼条例の一部を改正する条例

みつばち転飼条例（昭和41年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蜜蜂転飼条例

第1条中「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群」を「蜂群」に、「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に改める。

第2条中「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第3条第1項中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第2項及び第3項中「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第4条中「みつ源」を「蜜源」に、「ほう群」を「蜂群」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条中「2万円」を「20万円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 85 号

和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の10第1項において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第 3 条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第 4 条 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第 5 条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排水管内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、

排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

- (4) 管渠の点検、清掃その他の維持管理のために必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールには、蓋（汚水を排除すべきマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第7条 前3条の規定は、次の各号に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

（終末処理場の維持管理）

第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の終末処理場の維持管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第86号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表53の項中「及び高野町」を「、高野町及び有田川町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 87 号

和歌山県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第 1 項の規定に基づき、県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(園路及び広場)

第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メー

ル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第 4 条第 1 号の基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号の車椅子利用者用観覧スペース及び第 4 号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子利用者用観覧スペース」という。）を設けること。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 車椅子利用者用観覧スペースは、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者用駐車施設」という。）

を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子利用者用駐車施設は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。

（便所）

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- (3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第 1 項第 1 号ア及びオ並びに第 2 号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第 1 項第 1 号アからウまで及びオ並びに第 2 号並びに第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は、第 8 条第 2 項第 2 号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第 2 号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

（水飲場及び手洗場）

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（掲示板及び標識）

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第13条 第 3 条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 3 条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

（一時使用目的の特定公園施設）

第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 88 号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく県営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、」を「県営住宅及び共同施設の設置及び管理について」に改める。

第 2 条第 1 号中「設置する法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅」を「建設、買取り又は借上げを行い、低所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で公営住宅法（昭和26年法律第193号。以

下「法」という。)の規定による国の補助に係るもの並びに準特定優良賃貸住宅」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 準特定優良賃貸住宅 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

第3条を次のように改める。

（県営住宅の設置）

第3条 住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するため、県営住宅を設置する。

2 県営住宅（準特定優良賃貸住宅を除く。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 準特定優良賃貸住宅の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

第5条第4号中「公営住宅建替事業」を「県営住宅建替事業」に改める。

第6条中「被災者等」の次に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条に規定する被災者等」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

区 域	名 称	位 置
和歌山市	県営住宅ニューかわなが団地	和歌山市宇田森
	県営住宅宮前駅前団地	和歌山市北中島一丁目

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第89号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 罰則（第17条）」を「第6章 雑則（第17条）」に改める。
第7章 罰則（第18条）」

第1条中「、必要な事項」を「必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項」に改める。

第4条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条中「がけ（」を「崖（」に、「がけの」を「崖の」に、「がけから」を「崖から」に、「がけが」を「崖が」に、「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第10条第1項中「第121条第1項第4号又は第5号」を「第121条第1項第5号又は第6号」に改め、

同項第 1 号及び同条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第 1 号中「こう配」を「勾配」に改める。

第17条を第18条とする。

第 6 章を第 7 章とし、第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(建築計画概要書等の写しの交付)

第17条 知事は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の 4 第 1 項各号に掲げる書類の写しの交付の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第10条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 0 号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項第 2 号中「第20条第 3 項」を「第20条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 1 号

和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例

和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第32条の 2 第 1 項」を「第32条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 2 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3第6項第2号オ(ア)中「蛍光X線分析」を「蛍光X線分析（波長分散型）」に改め、同号オ中(イ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 蛍光X線分析（エネルギー分散型）

定性 1 試料 1 測定につき 6,420円

別表第3第6項第7号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 電気化学測定

1 試料 1 測定につき 3 時間まで11,000円
とし、3 時間を超えるときは、その超える
1 時間までごとに3,140円を加算する。

別表第3第6項第13号イ(ス)の次に次のように加える。

(セ) 紫外可視近赤外線透過率測定 1 試料 1 測定につき 3,920円

(ソ) U P F 測定 1 試料 1 測定につき 4,890円

別表第3第13項第8号への次に次のように加える。

ほ 和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）第17条の規定に基づく建築計画

概要書等の写しの交付 1 枚につき 10円

別表第3第13項に次の1号を加える。

(12) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）
の施行に関する事務

ア 法第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

(ア) 法第54条第2項の規定に基づく申出がない場合

a 申請に係る建築物が住宅のみの建築物である場合

(a) 一戸建ての建築物を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の
左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

床 面 積 の 合 計	金 額
100平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	30,000円
100平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	5,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	45,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	7,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	79,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	12,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	107,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	19,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	166,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	36,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	220,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	54,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	308,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	92,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	439,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	144,000円

20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	564,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	171,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価書面の添付がない場合）	596,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価書面の添付がある場合）	174,000円
<p>備考 「評価書面」とは、次に掲げる機関がそれぞれの業務において審査を行うことが可能な建築物について、申請に係る建築物が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</p> <p>(2) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関</p> <p>(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</p>	

- (b) 一戸建ての建築物以外の建築物の住戸部分（以下この号において「住戸部分」という。）のみを認定する場合の手数料の額は、申請に係る住戸部分につき、(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
- (c) 一戸建ての建築物以外の建築物の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る住戸部分につき、(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に申請に係る共用部分につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

床 面 積 の 合 計	金 額
100平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	38,000円
100平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	3,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	75,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	6,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	121,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	12,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	141,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	16,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	218,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	45,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	284,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	81,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	365,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	128,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	414,000円

10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	151,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	452,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	170,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価書面の添付がない場合）	508,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価書面の添付がある場合）	204,000円
<p>備考 「評価書面」とは、次に掲げる機関がそれぞれの業務において審査を行うことが可能な建築物について、申請に係る建築物が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</p> <p>(2) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関</p> <p>(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</p>	

(d) 住戸部分のみと一戸建ての建築物以外の建築物の全体の両方を認定する場合の手数料の額は、(c)により算定した額とする。

b 申請に係る建築物が住宅と非住宅との複合建築物である場合

(a) 一戸建ての建築物の住宅部分のみを認定する場合の手数料の額は、申請に係る住宅部分につき、a(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(b) 一戸建ての建築物の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る住宅部分につき、a(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に申請に係る非住宅部分につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

床 面 積 の 合 計	金 額
100平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	84,000円
100平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	4,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	167,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	8,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	265,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	13,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	307,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	18,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	448,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	47,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	556,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	83,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	682,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	130,000円

10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	765,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	153,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がない場合）	828,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価書面の添付がある場合）	172,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価書面の添付がない場合）	916,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価書面の添付がある場合）	205,000円
<p>備考 「評価書面」とは、次に掲げる機関がそれぞれの業務において審査を行うことが可能な建築物について、申請に係る建築物が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</p> <p>(2) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関</p> <p>(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</p>	

- (c) 住戸部分のみを認定する場合の手数料の額は、申請に係る住戸部分につき、a(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
- (d) 一戸建ての建築物以外の建築物の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る住戸部分につき、a(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び申請に係る共用部分につき、a(c)の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額に申請に係る非住宅部分につき、(b)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。
- (e) 住戸部分のみと一戸建ての建築物以外の建築物の全体の両方を認定する場合の手数料の額は、(d)により算定した額とする。
- c 申請に係る建築物が非住宅のみの建築物である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、b(b)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(イ) 法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合

a 申請に係る建築物について、構造計算適合性判定（建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。bにおいて同じ。）を行わないときの手数料の額は、第8号ア(7)に定める額に(7) a から c までの申請の内容に応じ、それぞれ(7) a から c までに定める額を加えて得た額とする。

b 申請に係る建築物について、構造計算適合性判定を行うときの手数料の額は、第8号ア(7)に定める額並びに同号ア(7)の表に定める額に応じた消費税及び地方消費税の額に相当する額の合計額に(7) a から c までの申請の内容に応じ、それぞれ(7) a から c までに定める額を加えて得た額とする。

イ 法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査 申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積に応じてアに定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3第13項第8号の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。